

(目的)

第1条 この要綱は、恵那市耐震改修促進計画の推進のため、市が実施する木造住宅耐震診断事業に必要な事項を定め、耐震診断の実施の促進、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって、震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積は延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日岐阜県施行）に基づき、県が主催又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」等に定める一般診断法に基づいて相談士が実施する耐震診断であり、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供を含むものをいう。

(対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、市内に存する旧基準木造住宅とする。

- 2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する旧基準木造住宅の所有者（特段の理由により所有者が実施できない場合に、市長が適当と認める者を含む。以下「所有者等」という。）とする。

(事業内容)

第4条 市長は、前条第2項に規定する所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

- 2 前項に係る所有者等の負担する費用は、無料とする。

(申込手続)

第5条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、耐震診断申込書（様式第1号）に、建防協が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットによる自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、構造的に独立した棟ごとに、前項に規定する申込みを行うものとする。

（実施の決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する耐震診断申込書を受理したときは、その内容について審査し、耐震診断を実施することが適当であると認めたときは、申込者に対し耐震診断実施決定通知書（様式第2号）により、耐震診断を実施することができないと認めたときは、申込者に対しその旨及び理由を耐震診断を実施しない旨の通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定をした申込者に対し、相談士を派遣するものとする。

（申込みの取下げ及び変更の手続）

第7条 申込者は、第5条第1項の規定による耐震診断申込書の内容を変更又は中止しようとするときは、耐震診断変更・中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（診断結果の報告）

第8条 相談士は、耐震診断の結果を申込者及び市長に報告するものとする。

（診断決定の取消）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により耐震診断の決定を通知した者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取消することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な行為により診断の決定を受けたとき。
- （2）相談士が耐震診断を行った際に、対象建築物でないことが判明したとき。
- （3）その他市長が耐震診断を実施することができないと認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断実施決定を取消したときは、申込者に対し、耐震診断実施取消通知書（様式第5号）によりその旨及び理由を通知するものとする。

（診断費用の賠償請求）

第10条 市長は、前条第1項の規定により耐震診断実施決定を取消した場合において、取消しに係る診断を既に実施していたときは、期限を定めて、申込者に対しその診断に掛かった費用の全部若しくは一部の賠償を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第143号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。